

関原発第207号  
2020年7月17日

原子力規制委員会  
原子力規制庁 殿

関西電力株式会社  
執行役社長 森本 孝

大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、2019年9月26日に大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請」という。）しておりますが、この度、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、3号炉及び4号炉における特定重大事故等対処施設に対して有毒ガスの発生に対する防護方針について記載することに伴う発電用原子炉設置変更許可の申請を致しました。（以下「後申請」という。）

従いまして、既申請と後申請が重複することとなりますが、当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、他の申請に対する補正申請を実施する予定です。

以 上

#### 【既申請案件】

1. 申請書名：大飯発電所発電用原子炉設置変更許可申請書  
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：2019年9月26日(関原発第241号)
3. 変更の理由：「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第1項の規定に基づく命令について(原規規発第1906193号令和元年6月19日)」を受けたため、降下火砕物の最大層厚を見直し、関連する記載の一部を変更する。

#### 【後申請案件】

1. 申請書名：大飯発電所発電用原子炉設置変更許可申請書  
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：2020年7月17日(関原発第206号)
3. 変更の理由：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、3号炉及び4号炉における特定重大事故等対処施設に対して有毒ガスの発生に対する防護方針について記載する。